

株式譲渡益に対する課税

	概 要
上 場 株 式 等 ・ 上場株式 ・ E T F ・ 公募投資信託 ・ 特定公社債 等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">申告分離課税</div> 上場株式等の譲渡益 × 20% (所15%、住5%) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※ 源泉徴収口座における確定申告不要の特例</div> 源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算、繰越控除</div> 上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その年の上場株式等の配当所得等の金額から控除可。 上場株式等の譲渡損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当所得等の金額からの繰越控除可。
一 般 株 式 等 (上場株式等以外の株式等)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">申告分離課税</div> 一般株式等の譲渡益 × 20% (所15%、住5%)

出典:財務省資料

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2022/08 月号

ここが変だよ日本の税制③ 上場株式優遇

上場株に関する税制は

今月は「ここ変」第3弾、上場株式に関する税制の過度な優遇、という論点です。上場株式を優遇するということはその発行元である大企業、さらには株主である富裕層への優遇ともいえます。

上場株式に関する所得は主に配当と譲渡益があります。まず配当は非常に特殊な課税方式が採用されています。個人の場合配当は「配当所得」に分類され原則総合課税となりますが、この場合配当控除といって通常10%の税額控除を受けることができます。また、上場株式の場合は低率の20%を選択することができます。その際その株式に係る借入等がある場合利子を控除できます。また特定口座等の場合申告不要として様々な行政サービス等の所得基準の対象外とすることができますし、申告分離課税を採用することにより上場株式の譲渡損と相殺することもできます。小さな非上場会社の場合は総合課税のみですから大きな差異です。前号でも述べましたが制度が複雑な時点で怪しいですね(笑)。

不動産譲渡との比較

会社の場合も子会社からの配当などは保有割合によってかなり減免されます。理屈は配当を支払う会社側で既に法人税を課税しているので二重課税だから、ということなのですが別人格なので当たり前ではないでしょうか。嫌なら買収合併でもすればいいでしょう。

続いて譲渡益ですが、こちら申告分離課税で低率の20%です。しかも不動産とは異なり短期譲渡でも同率。所有期間が1年未満等の場合は低率のまま事業所得や雑所得とすることができ様々な経費を引くことすら可能です。さらに過去3年の譲渡損との相殺も可能と大盤振る舞いです。これではFIREなどという志向が流行るのも無理はないかもしれません。法人所有の不動産の場合、株式＝会社ごと売ってしまう、という手法も考えられます。株譲渡なら20%の税率ですから法人税等30%より低く、特に清算する会社であれば株主課税も考慮するため必ず検討すべきです。

今月のコメント

数年前前から続けているジョギング生活も最近は大分板についてきました。始めたころは走り終わると疲弊して食べ物も喉を通らなかつたのですが、最近は何の問題もなく食べれますしビールも飲めるので当初の目的であるダイエットとしては良くない方向に行っちゃっています…(笑)ともかく体力は大分ついてきたのを実感しているので今年ついに某ハーフマラソンにエントリーしてみました。抽選なのでまだ走れるかどうか分かりませんが決まったら何とか完走できるように頑張りたいと思います。ところでこの大会年齢別に18～39歳、40～59歳、60歳以上の3つに分かれており39歳の私はそこら辺の大学生と一緒に走ることになってしまい最後列争いとなる可能性大です。同じ年で誕生日数が月差の妻は40～の枠に入るので若干納得がいきません(笑)

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp